

ホームページ掲載を要する事項

施設基準に係る掲示事項

明細書発行体制加算	<p>当センターでは、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的にしていく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。</p> <p>また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方につきましても、明細書を無料で発行しております。</p> <p>なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、ご家族の方が代理で会計を行う場合は、代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は⑤番会計窓口までその旨お申し出ください。</p>
情報通信機器を用いた診療について	当センターでは、情報通信機器を用いた診療の初診において、向精神薬の処方は行っておりません。
後発医薬品 使用体制加算2	<ul style="list-style-type: none"> ・当センターでは、厚生労働省の方針に従い、入院・外来において患者さんの負担を軽減するため、適正な品質管理を行ったうえで、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に取り組んでおります。 ・医薬品の供給不足時にも適切に対応可能な体制を整備しています。 ・薬剤の供給状況によって処方する薬剤を変更する可能性がある場合は、患者さんへ充分な説明を行います。
外来腫瘍 化学療法診療料1	<p>外来で抗がん剤治療を受ける患者さんが、安心・安全に治療を継続するために以下の体制を整備しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師、看護師を院内に常時配置し、患者さんからの電話等による緊急の相談に24時間対応できる連絡体制を整備しています。 ・緊急時に患者さんが入院できる体制を確保しています。 ・化学療法のレジメンの妥当性を評価し、承認する委員会を定期開催しています。
コンタクトレンズ 検査料1	<p>当センターでは「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準の届け出を行い、下記の点数を算定しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 初診料 291点 2. 再診料 75点 3. コンタクトレンズ検査料1 200点 <p>ご不明な点等ございましたら眼科外来までお尋ねください。</p>

2階病棟（一般病棟）

看護配置7対1の入院基本料を算定する当該病棟では、1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

朝8時30分～夕方4時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は5人以内です。

夕方4時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は11人以内です。

深夜0時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は11人以内です。

3階病棟（一般病棟）

看護配置7対1の入院基本料を算定する当該病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

朝8時30分～夕方4時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は5人以内です。

夕方4時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は11人以内です。

深夜0時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は11人以内です。

4階病棟（一般病棟）

看護配置7対1の入院基本料を算定する当該病棟では、1日に16人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

朝8時30分～夕方4時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は5人以内です。

夕方4時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は15人以内です。

深夜0時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は15人以内です。

5階病棟（地域包括ケア病棟）

看護配置13対1の入院基本料を算定する当該病棟では、1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

朝8時30分～夕方4時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は7人以内です。

夕方4時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は15人以内です。

深夜0時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は15人以内です。

緩和ケア病棟

看護配置7対1の入院基本料を算定する当該病棟では、1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

朝8時30分～夕方4時30分まで、看護師1人当たりの受持ち数は4人以内です。

夕方4時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は6人以内です。

深夜0時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は6人以内です。

厚生労働省の定める手術の施設基準に基づく実施状況

(令和6年1月～令和6年12月)

区分1	手術名称	件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

区分2	手術名称	件数
ア	靭帯断裂形成手術等	6
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	11
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分3	手術名称	件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0

区分3	手術名称	件数
キ	同種死体腎移植術等	0

区分4	手術名称	件数
	腹腔鏡下手術関連	126

区分5	手術名称	件数
ア	人工関節置換術	0
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術	0
	急性心筋梗塞に対するもの	0
	不安定狭心症に対するもの	0
	その他のもの	0
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	0
	急性心筋梗塞に対するもの	0
	不安定狭心症に対するもの	0
	その他のもの	0

救急外来での診断の順番はトリアージで決めております

救急外来では通常の外来診療ではなく、救急診療を行います。救急診療では、緊急性の高い患者さまの診療を優先させていただきます。

当院では、医師または看護師によりトリアージ※を行い、患者さまの診療の順番を決めていますので、診療受付の順番と診療の順番が異なる場合があります。

また、救急車で来院された場合でも緊急性が低いと判断した場合には、待合室でお待ちいただく場合があります。

一人でも多くの患者さまに、より早く元気になっていただくために、ご理解とご協力をお願いします。

※トリアージ：患者さまの緊急救度や重症度を評価して、診療の優先順位を決めることがあります。

緊急性の順番

来院

意識や脈、呼吸、血圧などを評価します

症状についてお尋ねします

超緊急群

生命が危険な状態、心肺停止の状態

緊急群

生命が危険になる可能性が高い

意識・呼吸・循環が不安定な状態

- 心筋梗塞や脳出血などの患者さまがあてはまります。

準緊急群

生命が危険になる可能性がある

中等度以上の意識障害、激しい痛み、動脈性出血など

- 骨折や深い切創、腸閉塞などの患者さまがあてはまります。

待機群

生命が危険はないが異常値や異常所見がある

- 上気道炎や打撲などの患者さまがあてはまります。

軽傷群

生命の危険はなく、身体所見に異常がない

お待ちいただく間も必要に応じて処置、看護をいたします。

症状が強くなった場合などは、ご遠慮なく医師または看護師へお声かけください。

山鹿市民医療センターは「入院時食事」療養（Ⅰ）の施設基準に適合してい

る旨を九州厚生局熊本事務所へ届出しています。

当センターでは、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）・適食で提供しております。また、予め定められた日に、患者さんに対して提示する複数のメニューから、お好みの食事を選択できる「選択メニュー」を実施しております。（1食17円別途必要になります）

2025年4月1日から入院時のお食事の負担額が変わります。

厚生労働省の健康保険法等に基づき、患者さんの入院中の食事自己負担額が下記のとおり変更となります。

入院時の食事療養の標準負担額（患者さん負担額）			
所得区分		令和7年3月まで	令和7年4月から
69歳以下 の患者さん	70歳以上 の患者さん		
区分 ア	現役並 III	1食:490円 (1日3食:1,470円)	1食:510円 (1日3食:1,530円)
区分 イ	現役並 II		
区分 ウ	現役並 I		
区分 エ	一般		
区分 オ	低所得 II	1食:230円 (1日3食:690円)	1食:240円 (1日3食:720円)
過去12ヶ月の入院日数が90日以下		1食:180円 (1日3食:540円)	1食:190円 (1日3食:570円)
区分 オ	低所得 II		
過去12ヶ月の入院日数が91日以上		1食:110円 (1日3食:330円)	1食:110円 (1日3食:330円)
	低所得 I		

※全医療機関共通の金額となりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

山鹿市民医療センター 病院事業管理者

選定療養費の内容及び費用に関する事項

180日を超えて入院される患者さんへ

同一疾病で通算の入院期間が180日を超える患者さんについては、健康保険一部負担金、食事療養費等とは別に選定療養費として、1日につき2,783円（税込）が必要になります。

※通算入院期間180日は、当センターにおける入院期間ではなく、他の医療機関に入院されていた期間も含まれます。

但し、下記の場合は通算入院期間の算定対象とはなりません。

前回の入院と異なる疾病で入院される場合

過去3か月以上入院しなかった場合

介護老人福祉施設又は介護老人保健施設等に入所されていた場合

また、難病等の患者さんについては対象とならない場合があります。

保険外費用負担について

以下の物品等につきましては、患者さんの実費負担となります。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

品名	単位	価格（税込）
フラットタイプ吸収シート	1通	55円
紙おむつ	1通	165円
リハビリパンツ	1通	220円
尿取りパッド	1通	99円
口腔ケアブラシ	1本	41円
眼科手術後用保護メガネ	1個	3,850円
テレビイヤホン	1個	220円
スリッパ	1足	121円
緩和ケア病棟家族控室利用料	1日	3,300円
緩和ケア病棟床頭台（テレビ・冷蔵庫）	1日	550円
エンゼルメイク材料	1個	990円
エンゼルケアセット	1個	5,390円
浴衣	1着	4,180円
診察券（再発行）	1通	110円
大腸検査食（持ち帰り）	1セット	1,620円

山鹿市民医療センター

各種証明書料金

証明内容	数量	価格（税抜）
普通診断書	1通	2,000円
各種証明書	1通	1,500円

証明内容	数量	価格（税抜）
死亡診断書	1通	3,000円
死亡診断書写	1通	1,500円
身体障害者診断書 (手帳交付用)	1通	5,000円
身体障害者診断書 (年金用)	1通	5,000円
生命保険診断書	1通	5,000円
傷害交通事故診断書	1通	5,000円
傷害交通事故診断書 (警察提出用)	1通	5,000円
傷害交通明細書	1通	5,000円
恩給診断書	1通	5,000円
裁判用診断書	1通	5,000円
死体検案書	1通	5,000円
死体検案料	1通	10,000円
後遺障害診断書	1通	5,000円
出産（死産）証明書	1通	1,500円
妊婦届証明書	1通	1,500円
支払証明書	1通	1,000円
謄写（コピー）代	1枚	10円
画像CD	1枚	500円

山鹿市民医療センター